特定非営利活動法人（NPO）
国際レスキューシステム研究機構

受託研究取扱規則

（趣　旨）

第１条　特定非営利活動法人国際レスキューシステム研究機構（以下 IRS という）における受託研究の取扱については、この規則の定めるところによる。

（定　義）

第２条　この規則において受託研究とは、IRS 以外の研究機関から委託を受けて行う調査研究等で、これに要する経費（以下「受託研究費」という）を委託者が負担するものをいう。この規則において IRS 以外の研究機関とは次のものをいう。

①　国又は地方公共団体
②　大学その他の研究教育機関
③　一般民間企業
④　前各号の他調査研究に関する活動を行う機関
⑤　個人

（受入れの基準）

第３条　受託研究は IRS の調査研究上、有意義であり、かつ本来の調査研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

（受入れの条件）

第４条　受託研究について、次の各号に掲げるものはこれを受入れることができない。

①　受託研究について、受託者が一方的に中止することができることとなっているもの。
②　受託研究の結果生じた工業所有権等（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらの権利を受ける権利）を無償で使用させ、又は譲渡することとなっているもの。ただし、国以外の者から委託を受けて行った研究については、研究交流促進法（昭和６１年法律第５７号）第７条の規定に基づきその成果に係る国有の特許権又は

実用新案権の一部を、当該国以外の者に譲与することとなっているものを除く。

③　受託研究費により取得した設備等を返還することとなっているもの。

④　やむを得ない理由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合において、そのため生じた損害を受託者に賠償し、また、中止によって不用となった経費を当然に委託者に返還することとなっているもの。

（受入れ経費）

第５条　１．受託研究を受入れるに当たって委託者が負担する額（以下「受託研究に要する経費」という。）は、謝費、旅費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費（以下「間接経費」という。）の合計額とする。ただし、次に該当する場合は直接経費とするものとする。

①　委託者が国（国以外の団体等で国からの補助金を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。以下同じ。）である場合。ただし、政府出資金を活用した特殊法人等における新たな基礎研究推進制度に関する間接経費については別に定めるものとする。

②　委託者が国以外の場合であって、当該研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益の増進に著しく寄与するものと期待されるもの、又は、当該研究の委託者との共同研究の一環をなすもの等、教育研究上極めて有意義であると認められるものである場合。

２．前項により、受託研究に要する経費を算定する場合、間接経費は直接経費の３０％と異なる額とすることができる。

（受入れの決定）

第６条　１．受託研究の受入れは、次の各号の一に該当する場合は会長が決定する。

①　受託研究の申込者が、国際機関若しくは国際的に組織された団体又は外国の団体若しくは外国人である場合。

② 受託研究の受入れに伴って、施設の整備等特段の措置を講ずる必要がある場合。
③ 受託研究における間接経費を、直接経費の３０％と異なる額とする場合。
④ 受託研究の申込者が国以外であって、当該研究に要する経費を直接経費とする場合。

２．会長又は当該研究を行う理事は、受入れを決定しようとするときは、当該研究を担当する研究担当者の意見を徴するものとする。

（委託の申し込み）

第７条　１．委託研究の申込みをしようとする者があるときは、会長宛に受託研究申込書を提出させるものとする。

２．理事は、前項の受託研究の申込みが、会長決定に係るものについては受託研究受入申請書により会長に申請するものとする。

（受入れの報告）

第８条　理事は、受託研究の受入れを決定したとき、若しくは前条第二項の申請に基づき、会長の決定が行われたときは、速やかに理事会等へ報告するものとする。

（受入れの通知）

第９条　会長等は、受託研究の受入れを決定したときは、直ちに受託研究受入決定通知書により、関係者に通知するものとする。

（契約の締結等）

第１０条　契約担当者等は、前条の通知を受けたときは、直ちに受託研究契約書により、委託者との間に契約を締結すると共に、会長等にその旨を通知しなければならない。

（経費の納付）

第１１条　１．受託研究に要する経費は、当該研究の開始前に納付させなければならない。ただし、経費を複数回に分割して納付するときは、契

約書に納付時期を明記することとし、第１回目は当該研究の開始前に納付するものとする。

２．前項の経費は、これを返還しない。ただし、やむを得ない理由により研究を中止したときにおいて、会長が特に必要があると認めたときは、不用となった経費の額の範囲内において相当と認める額を返還することができる。

（研究の中止及び期間の延長）

第１２条　１．研究担当者は、当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じたときは、直ちに会長等に報告し、指示を受けるものとする。

２．会長等は、前項の報告により、受託研究の遂行上やむを得ないと認めたときは、研究の中止又は研究期間の延長を決定し、委託者に通知するとともに、受託研究中止（延長）決定通知書により契約担当理事等に通知するものとする。

３．会長等は、前項の期間の延長が、歳出予算の繰越又は繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担の手続きを要するものであるときは、支出負担行為担当官から当該手続きを完了した旨の通知を受けたのち、その決定を行うものとする。

（特許等の実施）

第１３条　１．会長は、受託研究の結果生じた発明につき、国が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「特許権等」という。）を委託者又は委託者の指定するものに限り、出願したときから１０年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。

２．前項の場合において、委託者若しくは委託者の指定する者が、当該特許権等を優先的実施の期間中その第二年次以降において正当な理由なく実施しないとき、又は当特許権等を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、会長は、委託者及び委託者の指定する者以外の者に対し当該特許権等の実施を許諾することができる。

３．会長は、前２項の規定により、当該特許権等の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

（実用新案権等の取扱）

第１４条　前条の規定は、受託研究の結果生じた考案に係る実用新案権及び実用新案登録を受ける権利について準用する。

（完了の報告等）

第１５条　１．研究担当者は、当該研究が完了したときは、会長等にその旨を報告し、研究結果を委託者に通知するものとする。

２．会長等は、前項の報告を受けたときは、受託研究完了通知書により、契約担当理事等に通知するものとする。

（研究成果の公表）

第１６条　研究担当者は会長等の承認を受けて、当該研究の成果を公表することができる。

（国の機関等に対する特例）

第１７条　会長等は、委託者が国の機関若しくは政府関係機関又は地方公共団体であるときは、契約担当理事と協議のうえ、第４条第３号の条件及び第１１条第１項の規定は適用しないことができる。

（受託研究費の入金出金方法）

第１８条　受託研究費の入金・出金等の取扱については別に定める。

（附　則）

本規則は平成１４年８月１日から施行する。